

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十年八月二十八日(木)

場所 匝瑳市民ふれあいセンター 一階 第一会議室

一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員) 宇井一夫、林眞示、加瀬洋、布施保、押尾悦子、檜垣進、椎名栄次、

鈴木琢雄、平野茂、向後英夫、小川嘉幸、布施道子、江波戸義治、

及川和俊、

(欠席委員) 石井精一

(市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(島田省悟)、税務課長(伊知地良洋)、

野菜総合支所長(佐久間正行)、健康管理課長(大木公男)、

同保健師(大川美保)市民課主幹(平山新治)、同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

報告事項

平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

諮詢事項

匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について

その他

開会(午後二時五十七分)

事務局(主幹) それでは、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席
いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、平成二十
年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開催にあたりまし
て最初に市長より委嘱状を交付させて頂きます。では、お名前を読み
上げさせていただきます。

(市長より委員に委嘱状を交付)

ありがとうございました。それでは、次に市長より御挨拶申し上げ
ます。

本日は、皆様には大変お忙しい中、また、今日も厳しい残暑の中、国保運営協議会に御出席頂きまして、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、平素から国保運営を始め、市政全般にわたり、積極的に御指導、御協力を頂いておりますことに、この場をお借りいたしまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、匝瑳市の誕生から二年半が経過し、合併後にお願いいたしました委員の皆様の任期も満了となりまして、今回新たに、各方面、各団体の方々の御協力を頂きまして新たな委員の皆様による「匝瑳市国民健康保険運営協議会」を開催させて頂いたところでございます。

本市の国保加入者は、平成一九年度末で二万二千百六人、加入世帯数は九千四百五十八世帯でしたが、平成二十年度から後期高齢者医療制度が始まりましたので、平成二十年七月末で国保加入者数が一万七千二十一人、加入世帯数が七千九百五十二世帯となっております。

平成十九年度末と比べますと、加入者数で五千八十五人の減、加入世帯数で千五百六世帯の減となつており、全人口に対する加入率は四十一・五パーセント、全世帯に対する加入率は五十六・八パーセントとなつております。

国民健康保険特別会計の決算の状況等につきましては、後ほど担当課長より説明をいたしますが、歳入の大半を占める国民健康保険税につきましては、景気低迷の影響による被保険者の収入減等により低下傾向にあります。反対に、高齢化の進展等により、保険給付費は年々増加しておりますので、医療制度の改正を加味しても今後の国保財政につきましては、健全な運営が一層厳しくなっていくものと想定いたしておりますが、この状況につきましては、全国的な傾向となつておるところでございます。

このような状況の中で、国保加入者が新生児を出産した際に支払っている出産育児一時金につきましては、医療事故救済の一環として産科医療保障制度の創設に伴い、平成二十一年一月から、現行の三十五万円から三十八万円に増額すべく、今回条例改正案を諮問させて頂きました。

本日の会議におきましては、会長及び会長代理の選任を頂いた上で、「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を御報告し、先ほどお話しさせて頂いた出産育児一時金の増額に関する「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」を諮問させて頂きました。

委員の皆様方には、今後の国保運営に対する御意見を賜り、御審議の上御承認頂けますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

事務局（主幹） それでは、次第三の「会長及び会長代理の選任」に移らせて頂きます。お配りいたしました「匝瑳市国民健康保険条例施行規則」第五条により「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選舉する。」と定められておりますので、公益代表の委員さんから選任頂きたいと思います。始めに会長ですが、いかがいたしましたよう。どなたか立候補あるいは、御推薦いただけないでしょうか。

（事務局案がないかとの声）

（異議なしの声）

事務局（課長） それでは、事務局案としまして会長に向後英夫委員をお願いしたいと思いませんが、いかがでしようか。

（異議なしの声）

異議なし」ということですので、会長には、向後英夫委員にお願いいたします。

続いて会長代理については、いかがいたしましょうか。

（事務局一任の声）

事務局一任ということでするので、会長代理には、小川嘉幸委員にお願いいたします。よろしいでしようか。

（異議なしの声）

事務局（主幹） では、「協力ありがとうございました。会長は、向後英夫委員、会長代理には、小川嘉幸委員に決定いたしました。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入りますが、施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなつておりますので、向後会長よろしくお願いいたします。

議長（会長） ただいま会長を仰せつかりました向後でございます。不慣れではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、皆様方の御指導

と御協力のほどをお願いいたします。

それでは、国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員数は、十四名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表の林眞示委員と公益代表の及川和俊委員にお願いいたします。

本日の議事でございますが、報告事項として「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」、諮問事項として「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」、及び「その他」です。

それでは、報告事項「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（課長）

市民課の島田と申します。よろしくお願ひいたします。

決算報告に入る前に、今回新しい委員さんになって初めての会議ですでの、委員さんの自己紹介並びに職員の紹介をさせていただきたいと思います。鈴木琢雄委員よりお願ひいたします。

（自己紹介並びに職員紹介）

（内容説明）

事務局（課長）

それでは、国保税について御説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑を許します。

何かござりますか。

（委員挙手）

委員

療養給付費の一般分ですが、十九年度上期と二十年度上期を比べるとやはり上がっているのか。

事務局（　主幹）

診療月より二ヵ月遅れでレセプトが市に届くので、二十年度分はまだ数カ月分しか来ていませんので比較は難しい状況です。しかし、今年度より退職者医療の対象者が六十五歳未満となつたので一般分は増えていると言えます。

委員

いずれにしても上がる傾向にあるのか。

事務局（　主幹）

今の状況では上がる傾向にあると思つています。

委員

基金の状況を見ると、平成二十年度末保有額は八千三百万とある。平成十九年度繰入金は一億五千万円、平成二十年度は二億一千万を予定しているとなると、このまま保険給付費が増加すれば一般会計から繰り入れせざるを得ないのではないか。しかし、一般会計の財政状況はかなり厳しいので、実際には一般会計からの繰り入れは非常に困難だと思われる。保険料の見直しの検討もせざるを得ないと思われるが現時点ではどのように考えているのか。

事務局（　課長）

平成二十年度末の基金残高が、八千三百万円になることについてですが、平成十九年度基金残二億六千五百万から、現時点で今年度二億千百万円の繰り入れを予算措置している差し引きの結果です。

平成二十年度の予算編成時に後期高齢者、前期高齢者、退職者医療の制度改正がありました。その中で、退職者医療制度については対象者が昨年度七十四歳までだったのが六十四歳までとなり、六十五歳から七十四歳までの方が一般被保険者になるために国保財政に与える影響がかなり大きくなります。このことから前期高齢者交付金が新たに設けられ、今後詳しく精査しますが、約一億円の追加交付が見込まれます。この追加交付を加えると平成二十年度末の基金保有額は約一億八千万円になります。しかし平成二十一年度の予算は組めたとしても、二十二年度以降はどうなるのかと考えますと、保険料を上げるという議論も将来的には出ると思われますが、まずは、平成二十一年度に財政計画の見直しを行い、どのような方向性が立つか検討する予定です。事務局としては現時点での保険料の値上げについては考えていません。

（　委員挙手）

委員

保健事業費の予算対比六十九・五パーセントと低い。予算を立てる以上出来るだけ執行したほうが良いと思うが。その中で国保ヘルスアップ事業は参加者が六十三名しかいなかつたようだが、事業の内容を説明してほしい。

事務局（課長）

今年度から特定健診事業が始まりましたが、ヘルスアップ事業は特定健診に習った制度で一年前倒して実施しました。昨年度までは基本健診を行つてましたが、その中で、メタボリックシンドローム症候群の方を抽出し、運動指導や栄養指導を実施するものです。これは国の補助事業でした。この事業は希望する市町村のみで、本市は今年度の本格実施に向けて取り組みをさせて頂きたいという事で実施しました。参加者六十三名は強制ではなく希望者のみです。運動教室等を半年間実施し、体重・腹囲の減少あるいは血圧、コレステロールの減少等、成果が見られました。実施率が少ないとのご指摘ですが、こちらとしてはほぼ計画通りの人数を実施できたと考えております。

議長（会長）

よろしいですか。他にござりますか。

（委員挙手）

委員

人間ドックの受検者八十名の契約医療機関は匝瑳市民病院と東陽病院ですか。

事務局（主幹）

契約は匝瑳市民病院だけです。

委員

旭中央病院との契約は出来ないものか。

事務局（課長）

旭中央病院との契約は可能ですが、長い間、市民病院と契約している経緯から他の医療機関との契約はどうかという考え方で今日まで來ていると思います。人間ドックの受検者を増やすという意味では他医療機関との契約も必要かと思います。しかし、今ここで決定することは出来ないので今後、検討したいと思います。

本市に市民病院があつたことによる、市民病院を単独で指定していだ経緯だと思われます。

委員

わかりました。市民病院の育成のためですね。しかし、八十名は少ないようになります。

次に、税の状況について聞きたい。

国保税の滞納繰越分が八億円あるが、平成十九年度は不納欠損を行つてゐるか。行つていれば簡単でよいので説明いただきたい。

事務局（課長） 不納欠損は毎年あります。金額は約一億百三十三万です。一八条の内容は死亡が七十件、所在不明が九十五件、一番多いのが生活困窮で五百三十五件です。時効分は七百三十六件で約一億百二十四万円になります。

委員

時効分はそのまま不納欠損とするのか。

事務局（課長） 每回、処理は同じですが、五年間追跡しているので毎年催告をかけ、各担当が訪問します。その内容で分納手続きを進めるが分納でも払えない人については五年後に時効十八条処理がかかります。処理としては一名ずつ集計したものをお起案し市長決裁しています。

議長（会長） 他にござりますか。

質疑がないようですので、お諮りいたします。報告事項「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

御異議なしと認め質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」について承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

賛成全員であります。よつて、報告事項「平成十九年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」は原案のとおり承認されました。

次に諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を許します。

（委員挙手）

委員

これにかかる経費はどの位を見込んでいるのか。

事務局（主幹）

ひとり三万円の増額ですので、平成十九年度の出産育児一時金の支給件数九十件を参考にした場合、今年度分については九十件を四(三ヶ月分)で割った件数を見込んでいます。
年間で約二百七十万円上乗せされます。

議長（会長）

よろしいですか。他にござりますか。

質疑がないようすでにお詫びいたします。

諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」の質疑を打ち切ることについて御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（会長）

異議なしと認め質疑を打ち切ります。

それでは採決に入ります。「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員、賛成全員であります。

よって諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正について」は原案のとおり承認されました。

次に、その他に入らせていただきます。まずは、後期高齢者医療制度の実施状況について事務局の説明を求めます。

事務局（課長）（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かござ見、ご質問等ありましたらお願いします。

（委員挙手）

委員

保険料の納付方法について連帯納付義務者がいる者（年金収入百八十万円未満の者）の括弧内は世帯主の年金収入なのか。あるいは本人なのか。

それから、ラジオで聞いたが、世帯主から口座振替で保険料を引き落とすとメリットがあるというがどのようなことなのか。

事務局（課長）

はじめの質問の括弧内は本人の年金収入です。

次の保険料の口座振替の質問ですが、本人でも世帯主でも社会保険料の控除の対象になることは変わりありませんが、年金の額が少なくて、所得税がかからない人が保険料を控除されると、税金を払つていないので社会保険料控除としての意味がありませんが、それを世帯主の口座から振り替えると、世帯主が所得税を支払つている場合、その分は控除の対象となりますので上乗せされた分、所得税及び市民税が軽減できるということです、宣伝されています。

この件については、市民課にも問い合わせがありますが、中には保険料そのものが減額になるのではなく誤解をしている方もいるようです。

議長（会長） よろしいですか。他に何かござりますか。

他に質問がないようですので、次に特定健康診査等の実施状況について事務局の説明を求めます。

事務局（保健師）（内容説明）

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について何かご質問ござりますか。

（委員挙手）

委員 特定健診についてペナルティーがあると聞いたがどのようなものか。

事務局（課長）

今年度から五年間で受診率が六十五パーセントに達したかどうか、これによつてペナルティーがつきます。その前提になります実施計画を平成十九年度に作成し、目標数値を設定しました。これは国の示す数値に合わせました。これに達しなかつた場合は後期高齢者支援金算定時に最大で二十パーセント加算することになります。一方受診率が良かつた場合は、二十パーセントの範囲で減算されるという仕組みで

す。この制度を一般的にペナルティーと呼んでいます。

来年度以降、五年後の受診率が六十五パーセントになるよう努力していきたいと思っております。

議長（会長） よろしいですか。他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

市も県もメタボリックの講習会の対象者は七十五歳以下となつている。七十五歳以上は対象とならないのか。

事務局（課長）

メタボリックのまま生活習慣改善がされずに高齢化していくと、脳血管疾患や心臓疾患などが発症しやすくなると言われています。若年層で改善をすれば病気になる人も減少する。すなわち、医療費の削減につながります。

したがいまして、保健指導の対象者は七十五歳以下の方を対象としているのです。これは国の基準です。

議長（会長）

よろしいですか。他にございませんか。

（委員挙手）

委員

若年層の健診の結果で後期高齢者に交付金が支払われるなどいうことで、若い人们は不満が無いのか。

事務局（課長）

メタボリックの改善を図っていくと、結果的に得をするのは各医療保険者だと言う論理です。生活習慣病を改善していくことによって、医療費が高いと言われている脳卒中等が防げるということで医療費が下がっていくというのが国の見方です。それによって保険者が一番得をすることになるので積極的に努力してください、ということになります。国としては努力をした分だけ便宜を図るという考え方です。しかし、かなり高い目標値なので、市町村としては相当厳しいと感じています。

委員

一般に健診を行うと、悪い所をチェックされるので医療費が上がると思うが。

事務局（課長）

一時的には受診者数が増えれば健診費用も上がりますが、長い目で見れば最終的には医療費が下がるという考え方です。これは国の考え方です。

委員

今までの基本健診は病気を早期発見し、それ以上悪くならないようになることが目的だったが、メタボリックシンドロームの健診は、まだ病気レベルにならない人を拾つて運動指導や、栄養指導を行うので治療ではないので医療費はかからないと思う。

それよりも健診対象者数が、既に医療にかかっている人も入っている中での受診率六十五パーセントは無理だと思う。

事務局（課長）

受診率では現在受診中の方も対象になるが、保健指導については、現在治療中（服薬中）の方は対象外です。

委員

現在、受診中（治療中）の方にも我々が特定健診を受けるよう勧奨しないと受診率は上がりませんね。

費用はかかると思うが、集団健診だけでなく個別健診についても考えていかないと受診率は上がらないと思う。

事務局（課長）

昨年に引き続き、今年度も集団健診を実施しましたが、ただいま御指摘のありましたとおり、この受診率六十五パーセントは並大抵の率ではありません。今後、市民課と協議調整し、医師会の御協力をいただいて個別健診の実施を検討していきたいと思います。

議長（会長）

よろしいですか。

他に御意見が無いようですので質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

皆様の御協力に心から感謝申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にも関わらず御出席いただき、また、慎重審議ありがとうございました。皆様方におかれましてもこれからまた暑い日があるかと思います。どうぞ御自愛の上、更なる御活躍を御祈念申し上げまして、御礼とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

閉会（午後四時二十二分）